２０１８年８月16日

大阪府なにわ北府税事務所

　　所長　　川村　浩一　様

自治労大阪府職員労働組合税務支部

なにわ北分会　分会長　中島　明

要　求　書

　当分会においては、組合員が健康で働きやすい職場環境を整えるため、下記事項について、速やかに実現することを要求します。

１　従来からの労使慣行を遵守すること。

２　冷暖房の運転は、期間にとらわれず弾力的に行うとともに、総務部長通知に基づき、適正な温・湿度管理を保つこと。また、異常気象や気候変動に対応するため、補助器具（扇風機・ストーブ等）の増設を行うこと。

３　災害等による交通機関の乱れが発生した場合、振替輸送の実施を待つことなく、迂回により職場に参集した職員に対して、自己負担を強いることは改善すること。

４　職員の安全確保の観点から、庁舎裏の通用口に人感センサー付きの照明を設置すること。

５　ＶＤＴ作業にかかる職場環境を確保し、組合員の健康管理について細心の注意を払うこと。

６　職員の安全確保の観点から、公用車にＥＴＣ、バックモニター設備を導入すること。

７　税務手当について、給料の調整額に移行すること。

別　紙

＜要望事項＞

１　事務所安全衛生委員会の機能を強化し、組合員の健康管理体制の充実を図ることを要望する。また、人間ドックの受診希望者全員が受診できるよう受診枠を拡大することを要望する。

２　公用車（自転車を含む）に関わる交通事故については、分限条例を改正して身分保障を図るとともに求償権を放棄するよう、本庁に働きかけることを要望する。

３　消耗品、備品については業務に支障のないよう措置すること。

４　各課で使用している扇風機や暖房器具について、経年劣化により危険なものは更新を図ること。また、製造から長期間経過した扇風機や暖房器具は、火災の原因になるため、使用期間（※）を大幅に超えているものは、事故防止のため、計画的に買い替えを行うこととし、使用期間の基準を示すこと。

なお、４階は職員増加による狭隘化のため、補助器具を置くスペースが限られているので、対策を講じること。

※使用期間　：電気用品安全法の技術基準省令の改正により、平成21年4月から「長期使用製品安全表示制度」が開始され、家庭用の扇風機の使用期間は最長10年もしくは、6年と表示されている。

５　水道管の腐食が判明したことから、適正な水質が確保されているのか、検査を実施すること。